

第二種貨物利用運送事業者に対する手続きの弾力化

- 広範囲にわたる交通網の被害により、物流に大きな影響が出ている。
- 第二種貨物利用運送事業者が寸断された交通網を回避するための代替輸送を行おうとした場合、既に許認可を受けている事業計画及び集配事業計画に沿っていなければ貨物利用運送事業法に抵触することとなり、当該計画の変更認可手続きが必要となる。
- そこで、貨物利用運送事業に係る輸送力を確保するため、内航海運または航空貨物運送(国内運送に係る一般混載事業及び宅配便事業に限る)に係る第二種貨物利用運送事業者が、今般の豪雨災害に伴って利用運送の区域又は区間、貨物の集配の拠点の追加を目的とした事業計画及び集配事業計画の変更認可申請については、手続きを弾力的に取り扱うことで、貨物利用運送事業に係る輸送力の迅速な確保を図る。